

○さいたま市行政会議規程

平成17年5月31日

訓令第13号

(設置)

第1条 市政運営の基本方針等の周知、重要な事務事業の報告及び連絡、行政部門間の情報及び意見の交換等を行うため、さいたま市行政会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策の周知に関する事項
- (2) 重要な事務事業の報告及び連絡に関する事項
- (3) 行政部門間の情報及び意見の交換に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(主宰及び構成)

第3条 会議は、市長が主宰する。

2 会議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、局長、公室長、都市戦略本部長、区長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、埼玉県警察さいたま市警察部長その他市長が指定する者をもって構成する。

3 前項に定める者（市長、副市長、水道事業管理者及び教育長を除く。）が会議に出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

（一部改正〔平成18年訓令10号・19年4号・20年5号・21年3号・14号・20号・25号・22年4号・24年5号・25年5号・26年5号・28年2号・29年3号・16号・令和2年3号〕）

(開催)

第4条 会議は、毎月第1月曜日に開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

（一部改正〔平成18年訓令10号〕）

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室において処理する。

（一部改正〔平成18年訓令10号・21年3号〕）

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月7日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月16日訓令第20号）

この訓令は、平成21年10月17日から施行する。

附 則（平成21年10月29日訓令第25号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月23日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。